

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 堀内六郎
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1980年6月25日発行
第12巻 第6号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.12 No. 6

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

宮中晩餐における

スウェーデン国皇帝陛下の御答辞

His Majesty's Speech of Sweden at Imperial Banquet

去る4月13日来日されたスウェーデン国皇帝陛下および皇后陛下のご滞日中のことにつきましては、当月報の前号でご紹介いたしました。当研究所の平田所長ご夫妻も出席された14日の宮中晩餐会で行われた天皇の歓迎の辞に対するスウェーデン国皇帝陛下のご答辞の内容が、在日スウェーデン大使館のご厚意により発表されましたので、次に掲げてご披露申し上げます。

皇后と私に寄せられました御厚情あるお言葉に対し御礼申し上げます。スウェーデン国民を代表して、ここに出席しえたことは私の喜びとするところであります。これはスウェーデン国民のすべてにとって記念すべき盛儀であります。

皇后と私にとって日本を訪問しえたことは格別の喜びであり、心から感謝の意を表します。また、今宵ここ東京の皇居で皇族の皆様方の歓迎を受けますことは、有難い体験であります。

かなり以前スウェーデンは日本の皇太子殿下を始め高松宮同妃両殿下及び三笠宮同妃両殿下の御来訪をお迎えする喜びを享けました。スウェーデンと日本との連携のために活発に御活躍になっておられる秩父宮妃殿下もわが国を訪問されておられます。

わが王室の王族も、多くのスウェーデン人旅行者と同様、しばしば日本を訪問しております。私の祖父は皇太子として訪日しましたが、私の叔父ベルティル殿下もリリアン妃殿下とともに何度も貴国の賓客となっております。

私の姉クリスチーナ王女は、1971年祖父陛下の所蔵していた王室中国蒐集品の展示会が東京において開催された際日本を訪問しております。

ここ数年来私は、素晴らしい日本展示の機会であった70年万国博の公式賓客としてはじめて日本を訪問したときのことをしばしば想い起してきました。この訪問の結果、私はもっと日本につい

て、又その国民や文化・産業について知りたいという望みを抱くようになりました。その際私は天皇陛下にお会いする機会を有しました。しかし、スウェーデンの元首として日本を訪問するのは今回が最初であります。国賓の訪問は、両国間の関係が良好であることの証左であります。両国間の接触と協力は拡大し、新様式の発展がみられるようになりました。毎年、経済・技術・科学・文化等種々の異った分野においてももっとも緊密な協力関係が生まれつつあります。調査代表团としてあるいは個々の一市民として相互に訪問者の数が増加してきていることは喜ばしい限りであります。

われわれは種々の特殊分野において継続的な討論を行ってきており、又作業グループも設立されております。重要な環境保護の問題は、理解増進をはかるための研究及び協力の対象となっております。東京大学と、ストックホルム大学及び同工科大学との間には教育・研究面における協力のため

目次

宮中晩餐におけるスウェーデン国皇帝陛下の御答辞	1
Uppsala通信(4)	三瓶恵子…2
スウェーデンの労働争議	3
スウェーデンの新しい社会サービス法案	坂田 仁…4

の教授交換に関する取極めが出来ております。日本学術振興会とスウェーデン科学アカデミーとの間の協力についても討論が行われています。産業構造及び製品開発に関しても、例えば鉄鋼分野において経験の交換がなされています。1978年10月ストックホルムで開催されたセミナーには日本代表団が参加しました。

日本側の賓客もてなしぶりは、常に卒直且つ親切であり、そのためスウェーデン側の訪問を容易にさせております。これに応じて、われわれも日本側賓客を遇する努力を払っており、その機会に交流を促進させ、わが国について、又わが国の目的とするところについてより良い知識を取得させるよう努めております。スウェーデンは日本との接触を通じて産業及び科学開発の面で多くの教訓をひき出しました。種々の分野における交流の拡大は、一層われわれの接触を深めることとなり、ひいては全体的な平和の進展に貢献する可能性を増大させるものであります。

空間の距りはあっても、それは決して立場や協力の距りを形成するものではありません。

国際分野の面における日本・スウェーデンの活動は、また共通の目標を有しております。日本もスウェーデンと同様、目的意識をもって実質的軍縮を可能とさせるため緊張緩和の促進に努めています。両国とも、経済・産業・社会開発の緒に就いたばかりの諸国のためにより良い条件を作りだすため協力しております。両国は国際連合の枠内

のみでなく、その他種々の国際機関内で自然的な協力の可能性を見出しております。

御言及になられた通り、スウェーデン人探険旅行家アドルフ・ノルデンショルドは100年前ヴェーガ号に乗船してアジアの北、北氷洋を航行した後、横浜に上陸しました。それより更に100年前リンネの弟子で旅行家であったカール・ペーター・トゥンベルイは長崎から江戸に至る旅行を行いました。これは当時としては特異な出来事でありました。トゥンベルイの紀行記はスウェーデンのみでなく、ヨーロッパの視点を拡大し、ヨーロッパ及び東アジア文化圏の間に道を拓きました。私にとっても、またスウェーデン国民にとっても誠に喜びにたえないことは、スウェーデン人科学者が日本人同僚とともにこの200年記念行事を祝うために来訪した際、貴陛下が御自らこれら科学者を皇居の実験所でご引見になられたことであります。トゥンベルイ及びノルデンショルドの先駆者としての業績は、實際上文化・科学分野における両国間の絆を継続的に強める里程碑となりました。

私は今後とも両国間関係が積極的に発展して行くことを確信するものであり、ここに同席の皆様方が、皇后と私に和して天皇陛下の御健康と、日本政府及び国民の永続的な幸福、並びに日本・スウェーデン間の親善のために乾盃されるようお願いするものであります。

Uppsala 通信 (4)

Letter from Uppsala

スウェーデン政府留学生 三 瓶 恵 子
Miss Keiko Sampei

*約3週間にわたった“コンフリクト”(ストライキ——ロック・アウト)がようやくきのう(5月11日)解決しました。今回の“コンフリクト”は前代未聞の広範囲にわたるもので、飛行機、バス、地下鉄、市電がほとんど止まり、ラジオも三つある放送局のうち一局だけが放送を続け、テレビも夜のニュース番組だけが放映されるという状態でした。ストックホルムやイヨーテボリイでは小学校の教員のストライキもあったそうです。

ウプサラでは市営バスが全面的にとまり、(整

備員のスト——市のロックアウトで)、車、自転車を持っていない人々は(私も!)とても苦勞をしました。一日一日スーパー、マーケットから食料品が消えて行き、パン、イースト、小麦粉に制限がつけられたりしました。最後にパン、卵のコーナーの棚がからっぽになってしまった時には、「こんなところで飢え死にするのだろうか……」という恐怖におそわれ、かんづめなどを大量に買い込んでしまったので、その結果、今は戸棚いっぱい保存食を見ながら、「どうやって片づけよ

うか」、「帰国するまでに食べきれぬだろうか」とため息をついています。

語学コースの先生に、「少し長すぎる。こんなに不自由な状態を続けるなんてスウェーデン人はちょっとおかしいのではないか。日本ではせいぜい一週間くらいだ。」と不満を述べたところ、「日本でもストライキをやるのか?」と聞かれたので、「一年に一回はやるのが恒例になっている。」と説明したら、「そっちの方がおかしい。」と笑われました。それもそうだと思いますが。

*窓の外は「早春」です。林の木の下に青や白のアネモネ、黄色い水仙がじゅうたんを敷きつめたように咲いています。木の芽も開いてきて一日一日景色に色がついていきます。4月初めのポスク（復活祭）のあと、4月30日のシスタ・アプリル（学生祭）、フォシュタ・マイ（メーデー）、5月15日～18日、24日～26日、6月のミッドソマル（夏至祭）など、ゴールデン・ウィークというよりは、ダイヤモンド・マンズとでもいった方がいいのではないかと思うほど休みが続くのも、多分「長く暗い冬」のあとの「帰ってきたあかいる自然」を楽しむためのものなのでしょう。

夏時間を採用したためもある、今でさえ日が暮れるのが夜10時頃です。「時間」というのは長なくても短くなくても何か損をした気分になるものですが（飛行機の中で時差にあわせて時計の針を進める時など）、この夏時間採用（4月8日

から）の時も、2、3日後まで少し変な気分でした。でも、「時計の針は今12時をさしているが、本当は11時なのだ。」と頑固に計算をしつづけていたのは私くらいなもので、スウェーデン人の友人達は、「12時?あ、そう」と単純に素直にうけ入れたようでした。

*大学は春学期がもう少しで終わるところです。3月、4月に同じコリドール（アパート）に住んでいた学生達が次々に大学を終えていったのですが、卒業時期も卒業式もなく、「単位がとれた日に、学生課の係の人に『じゃあ、どうも』といって終わる」のは何となく味けなく思えたものでした。（一人の友人はその『じゃあ、どうも』もなく終わったのです。）

それとは対比的に、先日機会があって参加させてもらった、研究所の研究員の一人がドクター・イグザーメン（Ph. D）をとった時の最終セミナーは、やはり形式を重んずるというか、スーツ・たくさんの花束・蝶ネクタイ…といった緊張するものでした。そのドクター・イグザーメンを取った人は Annika Andrae といい、「過疎地域における複式学級の試み」の研究を続けている女性です。最終セミナーのあとの彼女のほっとしたうれしそうな顔を見て、私もいつかはあんな顔をしてみたいものだと思います、研究の進み具合の遅さのため息をつきながら今日も机にむかっています。

スウェーデンの労働争議 17日ぶりに解決

スウェーデンで4月25日から続いてきた70年ぶりの大争議が5月11日解決したが、これは賃上げ率をめぐる対立していたスウェーデン労働組合総連合（LO）、スウェーデン経営者連合会（SAF）の双方が同日夜までにそれぞれ調停委員会の提示した賃上げ率6.8%を承諾したため、「福祉国家の春闘」は17日ぶりに終止符を打った。

スウェーデンでは、ブルーカラーの90%にあたる2百10万人を擁するLOが、11.3%の賃上げを要求して、私企業のほぼすべてが加盟するSAFと対立。ストライキとロックアウトの応酬で、交通、運輸、通信など全産業がマヒに陥る事態が続いていた。

調停委員会のあっせん案をこの日、SAF側はいったん拒否し国民を驚かせた。しかし、夜になってSAF代表とフェルデイン首相が会談し、結局、同首相の説得によって経営者側が譲歩することになったのであった。

公共部門で並行して続いていた賃上げ交渉についても、同日、7.3%の賃上げ率で労使双方の合意が成立した。

スウェーデンの新しい社会サービス法案 (下)

Förslag till Socialtjänstslag (2)

横浜家庭裁判所調査官 坂 田 仁

Mr. Jin Sakata

(老人ケア)

第18条 コミュニオンは、老人ケアを通じて、老人が、住居と生活の双方で独立し、かつ活動的で、有意義な、他人との共同生活を送る可能性を得るように活動しなければならない。

職業活動を伴う生活からの移行は、情報の提供その他の方法によって容易にされなければならない。

第19条 コミュニオンは、老人がよい住居を得るように、又、家庭内での扶助及び援助を必要とする老人がそれを得られるように、またその他、手近なサービスを提供するように、活動しなければならない。

特別な保護を必要とする老人に対し、コミュニオンは、共通サービスを伴う居住施設を設けなければならない。

(その他の特別ケア)

第20条 コミュニオンは、肉体的又はその他の事由で、日常生活に著しい困難を蒙っている者が、社会の共同生活に参加し、他人と同様に生活できるように活動しなければならない。

社会福祉委員会は、個人がその特別な必要性に適合した住居を得られるように協力しなければならない。

(家庭ホーム及びその他の保護又は居住ホーム)

第21条 社会福祉委員会は、自分の家以外の場所に保護され、又は居住する必要のある者が、その保護又は居住のための家庭ホーム又はその他のホームに受け入れられるように世話しなければならない。

自分の家庭以外の場所で保護されている児童がある時は、社会福祉委員会の責任については、親権者法に別に規定を設ける。

第22条 ランズティング区域内のコミュニオンに共通な保護及び居住のためのホームの必要性は、ランズティングコミュニオン又はその区域内のコミュニオンによって充足されなければならない。

右のホームの必要性又はその設立及び運営の

責任は、単一の計画の中で説明されなければならない。右の計画は、ランズティングコミュニオン及びその区域内のコミュニオンが協同して、設定しなければならない。この計画は、州庁に対して報告されなければならない。

第23条 家庭ホーム又はその他の保護もしくは居住のためのホームでの保護は、社会福祉委員会と協議の上実施されなければならない。

政府は、右のホームでの保護に関して、その他の規定を定める。

(費用など)

第24条 社会福祉委員会は、労働争議中の者に対する扶助金もしくは実費補償の前払いとして、第5条による経済的援助が支払われた場合には、その返還を請求することができる。

社会福祉委員会は、また、第6条にもとづいて支払われた経済的援助が、返済を条件としてなされた場合にも、その返還を請求することができる。

第25条 社会福祉委員会の世話によって、未成年者が自分の家以外の場所で保護を受ける場合、その両親は、政府の定める根拠に従い、その費用を分担する義務がある。

社会福祉委員会の決定した、処遇の性質の援助措置は、前項の場合を除き、個人に対する費用負担の責任を伴わない。

第26条 以上の他、社会サービスについて、社会福祉委員会は、コミュニオンの定める根拠にもとづいて、手数料を徴収することができる。右の手数料は、コミュニオン自らが要した費用の額をこえてはならない。

第14条及び第15条による予備小学校入学の手数料及び老人ケアに関する手数料については、別に定める。

第27条 コミュニオンが第24条又は第25条に定める経済的援助又は保護の実費補償について、個人を相手に訴えを進行しようとする場合には、右の訴えは、請求権が発生してから3年以内に州

庁に提起されなければならない。

補償支払義務者が、費用の全部又は一部を返済することによって、自活し、もしくはその他の日常生活を処理できなくなると考えられる場合、又は、補償請求を認容できない明白な理由の存する場合には、右の訴えを認容することはできない。

第28条 社会福祉委員会は、第24条又は第25条に定める補償支払義務を、全部又は一部猶予することができる。

(社会庁及び州庁の職務)

第29条 社会庁は、国の社会サービスに注意し、その発展を図らなければならない。社会福祉委員会の業務の指導のため、社会庁は、一般的な勧告を発することができる。

第30条 州庁は、

- (1) 社会福祉委員会による本法の適用に注意を払い、
- (2) その業務について、勧告により、委員会を援助し、
- (3) コミューン及びその他の公共団体間の社会サービス領域での協力を促進し、
- (4) その他、社会福祉委員会が、目的に沿った方法で、その職務を果すように注意しなければならない。

ランヅティング区域内のコミュニンに共通するものとして設置された、保護又は居住のためのホームは、州庁の監督下におかれる。

(付則)

第31条 個人又は団体が、保護又は居住のためのホームを設立しようとする場合、州庁の許可を受けなければならない。右のホームは、その所在地のコミュニンの社会福祉委員会の監督下におかれる。

前項の規定は、1日の限られた時間だけの保

護のために設置されたホームに適用する。

個々の保護ホームについては別に定める。

第32条 保護又は居住のためのホームに、不満足な状態が生じた場合、この状態を改善するための行政指導を科すことができる。

不満足状態が重篤なものであり、又は、州庁の発した行政指導がその通り行なわれなかった場合には、州庁は、事業の継続の禁止命令を発することができる。

第33条 右の者は罰金に処す。

- (1) 許可なしに、第31条に定める保護又は居住のためのホームを運営した者、又は
 - (2) 第32条による禁止命令に反して、保護又は居住のためのホームでの事業を継続した者
- 公訴は、州庁の通告によってのみ、これを提起することができる。

第34条 本法においてランヅティングコミュニン及びランヅティグ区域について定めた事項は、ランヅティングコミュニンに属さないコミュニン及びそのコミュニンの区域に準用する。

第35条 右の決定については、異議の申立により、不服を申立てることができる。

- (1) 第5条による援助措置に関する社会福祉委員会の決定に対しては、州庁に、
- (2) 第27条による費用補償に関する州庁の決定に対しては、行政裁判所に、
- (3) 第31条による許可又は第32条による禁止に関する州庁の決定に対しては、社会庁に。

本法により次の法律は廃止される。

- (1) 児童福祉法 (Barnavårdslag)
- (2) 禁酒保護法 (Lag om nykterhetsvård)
- (3) 生活保護法 (Lag om socialhjälp)
- (4) 児童のケアに関する法律 (Lag om barnomsorg)

Vol. 12 No. 4 の訂正

事務局より

高須裕三理事の授勲について

第12巻第4号に高須裕三理事のご授勲の記事を掲載いたしました。同記事中の勲章は "The Insignia of Officer of the First Class of the Royal Order of the Polar Star" が正しいのでお詫びして訂正いたします。

スウェーデン政府の外交政策声明

ソ連の干渉を非難し、超強大国間の対話の続行を主張

スウェーデンはヨーロッパ軍縮会議開催に意欲的

スウェーデンのウーラ・ウルステン外相 (Ola Ullsten) は国会 外交問題討議において 政府声明を 発表し世界の超強大国間の対話が続行されねばならないが、我々はアフガニスタン問題を忘れるわけにはいかないと述べ、更に世界与論はソ連がアフガニスタンから撤退するよう働きかける努力を続けることを必要としていると述べた。

ウルステン氏はスウェーデンはソ連のアフガニスタン進攻は国連憲章の原則に反するものであると非難すると述べた。又ソ連の行動はソ連自身が唱える平和政策に明らかに反するものであり非同盟諸国の平和への努力に強打を与えるものであると非難している。

ソ連の行動に対応して、ウルステン外相は、結論的に言えばすべての国々が重大な関心を持つ生き残るといふ問題について話し合うことが必要であると述べ、例えばソ連とアメリカは戦略兵器制限交渉、SALT交渉を一層推進することが大切であると述べている。

同外相はヨーロッパ安全保障問題に転じ、総括的なヨーロッパ軍縮計画の時が到来したと述べた。そしてスウェーデン政府はヨーロッパ軍縮会議開催を歓迎すると述べた。またウィーン (Vienna) におけるMBFR交渉、CSCE、SALTⅢ交渉等が政治的条件がどう存在しようと進行し、計画されなければならないし、スウェーデンはこれらの会議の主催者になる用意があり、又会議の実現と成功のために努力するものであると述べた。

北欧地域の安全保障問題に関しては、スウェーデン及近隣諸国の第一の義務であるとし、政府声明の中で、スウェーデン政府は、返隣諸国の義務の受けとめ方に種の変化があることを認める用意があるが、同時にこれらの国々が政策を抑制しあうことによって責任をわけあうための偉大な力を出し合うことを期待すると述べている。又現在の北欧地域のパターンが乱れないことがすべての国々にとって有利である。このことはすべての国々が北欧地域の東西南北に渡る海と陸を含めて北ヨーロッパにおける軍事行動に考慮をはらわねばならないということの意味していると述べた。

中東地域紛争に関してウルステン外相は、イスラエル人が危険のない認められた境界内に安全に生活し、パレスチナ人が民族的自己決定を要求する権利があることを重視し、国連決議が242対338であることが解決のための好ましい基礎をなしていると述べている。しかしこの決議はパレスチナ人がイスラエル人と共に平和に住める自分の国を建設する正当な権利が認められることを補足すべきであるとして加えている。氏は更にスウェーデンはイスラエル政府が1967年以来占有している地域にイスラエル人が居住することをやめるよう強く要請すると述べた。占有地への居住政策はイスラエル政府の威信に対する脅威を大きくするものであり、我々は友人としてこのことをイスラエル政府に訴えるものであると述べている。

南アフリカ問題に転じて、ウルステン外相は早い時期に新ジンバブエ民主政権と外交関係を樹立し、大使館をソールスベリーに置くことを発表した。愛国戦線の両軍に及んだ人道的援助はこれからは開発協力の形として行われることになろうと述べた。ジンバブエの選挙は南アフリカにおける自由化への推移を止めることは出来ないことを示すものであると同外相は述べている。